

川内原発の新規制基準”審査合格”とは

2016・7・25 改訂 放射NO!会議in鳩山

項目	内容	コメント
九州電力	九州で最大の企業 売上高:1兆5千億円、1,2次仕入先1,211、4,977社 九電初代会長は麻生太郎の妻父:電力業界が麻生のパーティ券購入 九電の徹底的な地元支配:知事選の支援、地域への寄付、原発地下町	原子力カムラの凝縮された九州版 パーティ券は表の金、裏では? 早期再稼働へ向け、最初の審査合格への圧力?
原子力規制委員会設置法	原子力の研究、開発及び利用に関する(中略)安全の確保を図るため 必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどる 委員会を設置し、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の 保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。	原発やその関連事業(例えば使用済み燃料)に関する 安全保障、放射線による障害防止、事故原因や 被害の調査等も任務 → 委員会は原発に関する全ての安全の保障責務
原子力規制委員会 2012・9・19 発足 2014・9・19 2名入替 ↓ 事務局	田中俊一 日本原子力研究開発機構特別顧問、元原子力学会会長 更田豊志 日本原子力研究開発機構原子力基礎工学研究部副部長 田中知 総合資源エネルギー調査会委員、元原子力学会会長 中村佳代子 日本アイソトープ協会プロジェクトチーム主査 石渡明 米国地質学会フェロー、元日本地質学会会長 原子力規制庁 ノリタールール(推進してきた派遣元の経産省へ逆戻りを禁止) 施行後5年を経過するまでの間やむを得ない場合この限りではない	5名中4名は「原子力カムラ」の出身 多くは、かつて原子力行政を推進してきた旧原子力安全・ 保安院からの横滑り 既に1/3の職員が向元に戻り。迂回戻りも可能なザル法

新規制基準施行 2013・7・8	当初の名称は「新安全基準」だった 田中委員長「原発の安全を保証するものではない」 安倍総理「福島事故を踏まえ 世界で一番厳しい基準」	ALARAの原則(as low as reasonably achievable)が前提 直訳:合理的に達成可能な限り被ばく量を低減する 意識:安全のためであっても、経営を圧迫することは要求しない 福島事故は津波が原因か?検証未完了 不具合の機器でも流用 欧州や米国基準とは大きな差。何をもって世界で一番? 国内現存原発を稼働させる為、電力会社が対処できることの基準
地震への備え 大津波への備え	地下構造を調査し、活断層の真上に施設を造るの禁止 防潮堤で想定される津波を防ぐ。 水密扉で防潮堤を乗り越える津波から重要機器を守る	・民主党時実施したストレステストを課さず ・断層防護第5層(防災)の大規模な放射能の放出・拡散の 人的被害防止・環境回復を課さず
火事への備え 複数電源の備え	燃えにくい電気ケーブルの使用や防火扉の設置 停電でも原子炉に水を注いで冷やせる二つの外部電源 非常用電源、水源タンク、電源車	・航空機事故等の衝突に耐える厚さ2.6mのコンクリート壁を課さず ・メルトダウン時、炉心溶融物を固まらないように受止め、冷やす コアキャッチャーを課さず。(ヨーロッパ(EPR)では標準装備)
大事故への備え	放水砲で、放射性物質が飛び散るのを抑える フィルター付きベントで、放射性物質の放出を抑える。 放射線を遮る機能を備え、作業拠点となる緊急時対策所 特定重大事故等対処施設を中央制御室から100m離れた 所に設置し、テロで破壊されても遠隔操作で原子炉を冷やす	・地震、火山対策は「活断層の真上」でなく「一定の距離以内」に ・断層評価を「12~13万年以降」を「一律40万年以降」にすべき ・新基準施行後の2018年7月まで設置を、再稼働後5年以内に変更 ・防災避難計画は審査対象外で、再稼働の要件とはしない
テロへの備え		

基準地振動了承	自然現象の「不確さ」をふまえて活断層や地下構造の特徴を 最も影響が大きくなるよう原発ごとに設定。耐震設計基準 設計時:270ガル→阪神淡路大震災:370ガル →2006年:540ガル、今回:620ガル(熊本地震は1580ガル)	・福井地裁「緩やかに過ぎ、適切でも原発の安全性は確保されて いない。新規制基準は合理性を欠くものである」 ・設計時の2.3倍にもなったが、原子炉容器等の基本部は変わらず、 配管等の補強等に対処。設計計算値の安全率の余裕を食いつぶし
原子炉設置変更 許可申請 2013・7・8 ↓ 設置変更許可 2014・9・10	安全対策の基本方針が新基準に適合しているか	設置変更許可処分に対する異議申し立て 原発「推進側の論理・意向」で妥協 基準地振動決定過程は「違法」 火山予知できず、その対策がない 原子力防災計画は実現性なし 周辺住民の理解が全く得られていない
審査手 ↓ 工事計画認可 申請 2013・7・8 ↓ 工事計画認可 1号機2015・3・18 2号機2015・5・22	詳しい図面と約2万ページの計算書による許可申請 及び適合審査 1、核燃料などが不必要な臨界を起こさないこと 2、放射線による作業員や公衆の被ばくを防ぐこと 3、主要な施設が十分な耐震性を持つこと 4、主要な機器や配管の耐圧強度が満たされていること	工事計画許可処分に対する異議申し立て 原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性 耐震性に重大な欠陥 情報公開の拒否(黒枠白抜きマスキング) 航空機事故や破壊行為の防止策が不十分 重大事故対策が不十分、拡大の可能性
順 ↓ 保安規定認可 申請 2013・7・8 ↓ 保安規定認可 2015・5・27 ↓ 設備検査 申請 2015・3・19 ↓ 設備検査 終了	原発の運転の際に実施すべき事項や、 従業員の保安教育の実施方針 工事が完成した設備を性能の技術上の 基準を現場で確認 1、非常用炉心冷却装置等の 安全保護回路の作動確認 2、廃棄物管理施設の処理能力 3、放射線管理施設の性能 4、線量当量率や放射性物質閉じ込め能力	深層防護の考え方と日本のこれまでの対応 海外(IAEA)は全域を想定 日本では設計基準内の内部事象のみの 狭い領域をパッチワーク的な対応に終始
再稼働 判断の責任者 安全性の評価	田中委員長「再稼働するかどうかについては、私どもは判断していない。稼働の是非については、規制委員会の判断の範囲外」 首相「規制委員会で規制に適合と認められた場合は、再稼働を行うのは事業者で、立地自治体の理解を得て進めていきたい」 電力会社: 規制委員会の要求に合わせて形式的に書類を整えるが、安全の追及より最少の費用で要求を満たす部分的な補強。 自治体: 新規制基準外の防災指針で、原発立地から半径30km圏内の避難計画作成を指示される。稼働・停止の法的権限なし → 福島の事故で危険性の本質と被害の大きさが明らかになり、誰も責任を取らず、逃れられることができるようになった。	

無視された取り決め	原子炉立地審査指針《原則的立地条件》 1、大きな事故の誘因となる事象が過去にも将来にも 考えられないこと。また災害を拡大するような事象も少ないこと 2、原子炉は、十分に一般住民の居住地などから離れていること 3、原子炉の敷地は、必要に応じ、住民などに対して適切な措置を 講じうる環境にあること 高経年化対策 原子炉等規制法は、「原子炉設置者に対し運転開始から30年を 経過するまでに高経年化技術評価を行い、長期保守管理方針を 策定し、原子力規制委員会の許可を受けなくてはならない。」	・川内原発の近くには数本の活断層があり、新基準で 規定されてる160km圏内に桜島などの活火山がある。 ・川内原発から30km圏内に約23万人が居住 ・鹿児島県知事「緊急時防護措置区域30kmまでの 避難計画は現実的でなく、作っても機能しない」 ・川内原発1号機は2014年7月で30年になり、高経年化 技術評価を受けなくてはならないが、なされていない ・7月8日、菅元首相が質問書を提出。委員会からの回答は 「認可を受けているかにかかわらず運転は可能である」 ・8月5日、委員会は突如「保守管理方針の変更申請を認可」
-----------	--	--

むすび: 原子力規制委員会設置法で定められた「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を委員長自ら放棄して作成した「新規制基準」は、何を求め、何が達成されるのか不明であり、再稼働させるために事業者が実施可能なことだけの基準である。即ち”審査合格”は、安全の保障ではない。